褥瘡予防に関する指針

（改定年月日：2021 年 6 月 7 日）

社会福祉法人　手稲ロータス会

介護老人福祉施設 手稲ロータス

目次

１　褥瘡予防に関する考え方 1
２　褥瘡予防に向けての基本方針 1
３　褥瘡予防に対する体制の整備 1
４　褥瘡予防に関する各職種の役割 2
５　褥瘡予防の手順 3
６　外部専門家との連携 3
７　職員に対する教育・研修 3
８　その他 3

褥瘡予防に関する指針

１　褥瘡予防に関する考え方

当施設は、入居者の健康で尊厳ある生活の実現のため、褥瘡が発生しない適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡予防に関する指針を定める。

２　褥瘡予防に向けての基本方針

(1)　褥瘡予防に対する体制の整備

褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡予防対策委員会を設置する。

(2)　多職種協働による包括的支援

各職種の専門性を生かし、包括的な支援を行う。

(3)　外部専門家との連携

褥瘡予防等にかかる外部の専門家と連携し、より質の高いケアを実践する。

(4)　職員に対する教育・研修

褥瘡予防に対する知識の習得、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的（年２回以上）に実施し、職員の教育に努める。

３　褥瘡予防に対する体制の整備

当施設は「手稲ロータス委員会設置要綱」（2019 年 11 月 20 日施行）の施行に準じ、褥瘡予防対策と発生時における治療とケアを効果的に推進することを目的として、褥瘡予防対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(1) 褥瘡予防対策担当者（委員長：看護職員）

褥瘡予防対策担当者（委員長：看護職員）は、以下の権限を持って活動する。

① 委員会の議事進行

② 褥瘡予防のためのマニュアル等に関する原案の作成

③ ハイリスク者の管理及び収集した事例調査

④ 褥瘡予防対策に関する研修の企画

(2) 委員会構成

委員会は、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員及び生活相談員等の専門職で構成する。また、必要に応じて、嘱託医師の参画を要請する。

(3) 委員会の開催

委員会は、定期的（毎月 1 回）に開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。

(4) 委員会の役割

① 褥瘡予防及び発生時の体制の確立

② 褥瘡予防のための指針及びマニュアルの整備

③ 適切な用具等の選定

④ 褥瘡予防に関する研修の企画及び実施

⑤ その他、褥瘡予防のために必要な事項に関すること

４　褥瘡予防に関する各職種の役割

各専門職の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

（医師）

・定期的な診察・処置方法の指示

（看護職員）

・医師又は協力医療機関等との連携

・褥瘡の処置と内容の記録

・褥瘡ケア計画の立案と経過記録の整備

・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案

・介護職員等への助言、指導

（介護職員）

・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案と経過記録の整備

・褥瘡予防計画に基づくケア内容の周知と実践

・入居者個人に応じた体位変換と、良肢位の工夫及び周知徹底

・褥瘡の状態観察と記録

・きめ細やかなケアと衛生管理の徹底

・褥瘡予防に関する新採用介護職員等への指導

（機能訓練指導員）

・個々に応じたポジショニングの助言、指導

・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案

・褥瘡予防用具の管理

（生活相談員及び介護支援専門員）

・施設サービス計画における褥瘡予防対策の立案、評価、見直し

・家族への報告

・外部の関係機関との連絡及び調整

（管理栄養士）

・栄養ケアマネジメントにおける栄養状態の把握と管理

・多職種との協働による、褥瘡予防計画の立案

・褥瘡の状態把握と栄養ケアの実践

５　褥瘡予防の手順

(1)　褥瘡予防計画の策定

委員会は、褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防計画を策定する。

(2)　褥瘡予防対策の実践

各専門職種は、褥瘡予防計画に基づき、日常的なケアにおいて褥瘡予防対策を実践する。

(3)　褥瘡予防の評価

委員会は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的（少なくとも月１回）に評価する。

６　外部専門家との連携

必要に応じて外部の専門家（医療・介護・介護機器等）と積極的に連携し、より質の高いケアを目指す。

７　職員に対する教育・研修

褥瘡予防に関する基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会が中心になり、施設内研修会を開催する。

(1)　新規採用者に対する研修

新規採用時には、褥瘡予防の基礎に関する研修を実施する。

(2)　定期的研修

毎年度、1回以上、全職員を対象に褥瘡予防に関する研修を実施する。

８　その他

(1)　記録の保管

委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は５年間保管する。

(2)　指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアルは、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正する。

(3)　この「褥瘡予防に関する指針」は、介護老人福祉施設手稲ロータスに併設する手稲ロータス（介護予防）短期入所生活介護事業所事業所に適用する。

附　則

この指針は、2021年6月7日から施行する。

附　則

この指針は、2022年4月1日から施行する。

附　則

この指針は、2023年4月1日から施行する。

附　則

この指針は、2024年4月1日から施行する。

附　則

この指針は、2025年4月1日から施行する。

附　則

この指針は、2026年4月1日から施行する。